

2 福スポ少第 1 1 0 号  
令和 3 年 2 月 1 5 日

各市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人福島県体育協会  
福島県スポーツ少年団  
本部長 星 本文  
( 公 印 省 略 )

スポーツ少年団における新型コロナウイルス感染防止に  
係る対応について (通知)

平素より本県スポーツ少年団活動に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、2月13日の地震におきまして被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、令和3年2月5日付け2福スポ少第109号で、新型コロナウイルスの緊急対策期間を2月14日(日)まで延長し、宿泊を伴う合宿、遠征等の停止や他団(チーム)との練習試合や合同練習会の停止をお願いしていたところです。

その後、新規感染者数や病床利用率等が改善されたことから、2月12日(金)に開催された福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、令和3年2月14日(日)で緊急対策期間を終了することが示されましたが、福島県教育委員会では今後更に移行期間を設けて感染症対策を行うことが示されました。

については、スポーツ少年団活動についても関係機関と連携を図るため、下記のとおり対応しますので所属単位団への周知をお願いします。

なお、今後感染状況の変化により対応が変わる場合は、改めてお知らせします。

記

1 令和3年2月15日(月)～2月21日(日) (移行期間)

<移行期間における対応>

- (1) 日常の活動は、適切な感染症対策を行った上で実施すること。
- (2) 宿泊を伴う合宿、遠征等は停止すること。ただし、期間中に県大会等に参加する場合は、感染症防止に努めること。
- (3) 練習試合や合同練習会等は、各競技団体から示されているガイドラインを厳守して実施すること。

2 令和3年2月22日(月)からの対応について

- (1) 日常の活動は、適切な感染症対策を行った上で実施すること。
- (2) 宿泊を伴う合宿、遠征等は、感染症対策を行った上で実施すること。
- (3) 練習試合や合同練習会等は、各競技団体から示されているガイドラインを厳守して実施すること。

3 その他

- (1) 当該市町村において別途方針が示されている場合には、そちらを遵守すること。
- (2) 指導に当たっては、活動に不安を抱いている団員や保護者がいることにも十分配慮し、活動を強制することのないようにすること。
- (3) 感染者や濃厚接触者について、差別・偏見や中傷を防止するための啓発を図ること。

一本件に対する問い合わせ 福島県スポーツ少年団 半澤 TEL : 024-524-3833 FAX : 024-521-7971 E-mail : kensuposyo@sports-fukushima.or.jp
---